

## 「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」設置要綱

### (名称)

第1条 この会議の名称は、「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」(以下「会議」という。)

### (目的)

第2条 会議は、鳥取市が第11次総合計画に政策として掲げる「文化芸術の薫りあふれるまちづくり」を踏まえ、文化芸術の振興を図るにあたって、展示・ホール機能等を有する新たな文化施設の整備について、市民ニーズの把握や必要な規模・機能等について、全市的かつ幅広い観点から検討を行う。

### (会議の構成)

第3条 会議は、委員10名以内で組織する。

2 会議は、学識経験者、文化芸術従事者の中から市長が委嘱する者をもって組織する。

### (検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について、検討を行う。

- (1) 展示・ホール機能等を有する文化施設の役割の明確化
- (2) 展示・ホール機能等を有する文化施設の必要な機能・規模等の明確化
- (3) 新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定

### (役員)

第5条 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

### (役員を選任)

第6条 役員は、会議において委員の互選により選出する。

### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

### (役員職務)

第8条 会長は、会議を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 9 条 会議は、会長又は事務局が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。

4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議に、関係行政機関等の職員または会長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 10 条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第 11 条 会議の事務局は、鳥取市企画推進部文化交流課が担当する。

(有効期間)

第 12 条 この要綱の有効期間は、第 7 条に定める委員の任期が終了するまでとする。

(補 則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。